

税理士法人イースリーパートナーズ E-mail [soudan@e3-partners.com](mailto:soudan@e3-partners.com) URL <http://www.e3-partners.com>

## \*夏季休暇のおしらせ\*

誠に勝手ながら 8/15 (月)・8/16 (火) を夏季休業日とさせていただきます。ご了承ください。

## 固定資産税が半分になる法改正について (柏田)

7月1日に施行された「中小企業等経営強化法」の中で最も注目されているのは、固定資産税の軽減特例です。申請の結果認定を受ければむこう3年間の固定資産税(償却資産税)が50%となるというものです。標準税率1.4%なので、500万円の機械装置であれば、3年間で約10万円も下がるのでメリット有です。

まだ具体的な手続きについてはスタートしたばかりで公表されているQ&Aも少ないですがポイントは下記のとおりです。

「新品(販売から10年以内)の160万円以上の単価の機械装置を買った」を意識してみましょう。

- ① 7月1日以降に取得した一定の機械装置(生産性を向上させる160万円以上のもの)が対象となります。
- ② 資本金1億円以下の中小企業等(個人事業主を含む)が対象となります。
- ③ 設備メーカー経由で工業会等から証明書の発行を受ける必要があります。(1か月~2か月くらいかかる)
- ④ 経営力向上計画の郵送提出が必要となります。(添付する証明書は原本・コピーはとっておくこと)
- ⑤ 計画受理⇒認定までは30日以内/もし年末までに認定が受けられなければ軽減は2年間となります。
- ⑥ 償却資産申告書に証明書・認定書コピーの添付が必要となります。
- ⑦ 経営力向上計画に係る認定申請書の提出先は業種によって異なります。
- ⑧ 取得⇒証明書受理⇒申請提出、の順番になる場合には、「取得~申請提出(消印有効)」は60日以内に行わなければなりません。

## 平成28年分の路線価について (角野)

国税庁より7月1日に平成28年分(1月1日時点)の路線価が発表されました。

(路線価とは相続税・贈与税の計算の基礎となる土地評価額のこと、公示地価の80%程度が目安となります。)

今年の標準宅地の全国の平均増減率は、前年比+0.2%で8年ぶりの上昇となりました。

都道府県庁所在都市では、東京・大阪・名古屋・京都を含む10都市が10%以上の上昇率となっており、前年比で下落した都市は、青森・秋田・水戸・新潟・鳥取の5都市のみとなりました。大阪府で最も高い路線価は、阪急百貨店前御堂筋のエリアで、1㎡あたり1,016万円であり、近畿二府四県中トップ(33年連続)となっています。

路線価の上昇の要因として、外国人旅行者の増加によりインバウンド消費が増えたこと、また大都市圏を中心に住宅需要が堅調なこと、海外投資家による不動産投資の活発化などが影響したと考えられます。

また相続税・贈与税の算定に重要となる路線価の上昇は、財産として多くの不動産をお持ちの方にとって税額の増加に直結しますので、影響を検討しなければなりません。

路線価での評価が、土地の形状や場所によっては実際の取引価額よりも高額になってしまう場合もありますが、その場合には路線価ではなく、実勢に即した評価によって計算し、相続税の申告をすることもできます。

相続税の申告にあたり、選択する計算方法によって土地の評価額が大きく異なる場合もありますので、税額計算には注意が必要です。

過去の相続申告でも計算チェック致しますので、ぜひイースリーパートナーズにご相談下さい。